



第1部

東日本大震災からの復旧・復興 ～人づくりから始まる創造的復興～

※第1部は、平成23年度までの動き、統計資料に基づき記述しているが、一部については平成24年5月頃までの動き、統計資料に基づき記述している。

第1節

震災による被害の概況

1 被害の状況

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」が発生しました。宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の市町村においても震度6強を観測するなど広範囲で強い揺れを観測しました。

この地震に続いて太平洋岸を中心に広範囲で津波が発生し、特に東北地方及び関東地方の太平洋岸では巨大津波により大きな被害が生じました。これらの結果、死者約1万6千名、行方不明者約3千名(24年5月現在、警察庁調べ)という未曾有の大惨事となりました。

文教・科学技術関係の被害の状況を見ると、人的被害については、死者654名、行方不明者79名、負傷者262名(うち、幼稚園から大学までの学校の在学者は、死者616名、行方不明者71名、負傷者195名。これらの学校の教職員は、死者38名、行方不明者8名、負傷者67名。)などとなっています。また、両親とも死亡又は行方不明となった18歳未満の子どもの数(ひとり親家庭であって、そのひとり親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子どもの数を含む)は、平成24年3月28日現在、厚生労働省の調べで241名となっています。

物的被害については、学校や、社会教育・体育・文化施設、国指定等文化財などにおける被害が全国24の都道府県で1万2千件以上発生しました。このうち、公立学校(幼稚園、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)については、建て替え又は大規模な復旧工事が必要と思われる学校の数約100校に上っており、私立学校については、特に、沿岸部で津波等により全半壊の被害を受けた幼稚園が21園に及んでいるなど、公立・私立を問わず甚大な被害を受けました。



津波によりバスが屋上へ上がった公民館
(宮城県石巻市)



地震により崩壊した教室の柱(福島県福島市)



津波により破壊された専修学校の実習室
(宮城県岩沼市)



被災した重要伝統的建造物群保存地区(千葉県香取市)

さらに、この震災により東京電力株式会社福島第一原子力発電所で事故が起こり、第一原子力発電所から放射性物質が放出される事態が生じました。政府に設置された原子力災害対策本部は、平成23年3月11日21時23分に、第一原子力発電所から半径3km圏内を避難区域に、半径3km～10km圏内を屋内退避区域に設定し、事態の進展に応じて、3月12日に、第一原子力発電所から半径20km圏内及び第二原子力発電所から半径10km圏内を避難区域に、3月15日に、第一原子力発電所から半径20～30km圏内を屋内退避区域に設定しました。その後、4月21日に、第二原子力発電所から半径8km圏内を避難区域に、4月22日に第一原子力発電所から半径20km圏内を警戒区域に、福島県広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部、南相馬市の一部のうち、第一原子力発電所から半径20km圏外の地域を緊急時避難準備区域に、福島県葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部のうち、第一原子力発電所から半径20km圏外の地域を計画的避難区域にそれぞれ設定し、これらの区域に所在する学校では教育活動が行えなくなりました。

このような震災や原子力発電所の事故の影響により、多くの学校施設が全壊・半壊、浸水、地盤沈下等のために使用できなくなり、学校の教育活動を正常に行えない事態が生じました。岩手県、宮城県、福島県では、新しい学年の始業の時期を遅らせつつ、教育活動の早期の再開に努力してきましたが、従来の学校施設が使用できず他の学校や学校以外の施設を使用している学校は、平成23年6月1日現在で137校に上りました。

また、震災により、震災前の学校と別の学校において受け入れられた幼児児童生徒は、25,751名(平成23年9月1日現在)となっています。このうち、岩手県、宮城県、福島県の幼児児童生徒で他の都道府県において受け入れられた数は13,933名であり、このうち11,918名が福島県の幼児児童生徒となっています。

図表 1-1-1 人的被害(平成24年5月31日現在)

※死亡・負傷は被災した場所、行方不明は在籍している学校等の場所

都道府県名	国立学校 (人)		公立学校 (人)		私立学校 (人)		社会教育・体育、 文化施設等 (人)		独立行政法人 (人)		その他 (人)		計	
	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
岩手県	1		84	15	21	18	4	2					110	35
宮城県	8	2	343	27	104	14		1					455	44
福島県	1		75	6	11	9		2					87	17
茨城県				10				4						14
栃木県				37		4								41
群馬県				10		4								14
埼玉県		2		6		2								10
千葉県		1				3		1		1				6
東京都		5			2	68		1					2	74
神奈川県				2		3								5
新潟県				2										2
計	10	10	502	115	138	125	4	11		1			654	262
合計		20		617		263		15		1				916
1都10県	大 9 高専 1	10	幼 7 小 222 中 104 高 157 大 2 特別 10	1 42 53 11 5 3	幼 80 高 8 中等 1 大 42 短大 3 専門 4	2 5 83 35	社教 3 社体 1	5 6	独法	1				

行方不明※1：岩手県(23)、宮城県(46)、福島県(10)

※1 現時点で把握できている人数(安否未確認者も含む)

図表 1-1-2 物的被害(平成 24 年 5 月 31 日現在)

都道府県名	国立学校施設 (校)	公立学校施設 (校)	私立学校施設 (校)	社会教育・体 育、文化施設等 (施設)	国指定等文化財 (件)	研究施設等 (施設)	計
北海道	2	4	3	4			13
青森県	1	122	18	41	10		192
岩手県	5	424	67	372	68		936
宮城県	6	805	221	654	89	5	1,780
秋田県	2	29	1	24	11		67
山形県	5	82		40	20		147
福島県	6	751	161	530	76		1,524
茨城県	11	1,056	223	521	182	5	1,998
栃木県	3	448	74	272	87		884
群馬県	3	254	51	125	60		493
埼玉県		566	117	190	25	2	900
千葉県	8	766	142	224	38	1	1,179
東京都	14	485	250	224	47	6	1,026
神奈川県	4	465	68	78	12	2	629
新潟県	1	129	12	49	3		194
山梨県	2	9	5	2	10		28
長野県		13	2	9	1		25
岐阜県		1					1
静岡県	1	75	12	35	3		126
愛知県	1			3			4
三重県					1		1
京都府	1						1
和歌山県			1				1
高知県					1		1
計	76	6,484	1,428	3,397	744	21	12,150
1都1道 1府21県	大 共同 高専	60 4 12	幼 358 小 3,252 中 1,652 高 835 中等 4 特別 183 大 13 短大 4 高専 1 専各 16 その他 166	幼 583 小 17 中 48 高 146 中等 3 特別 3 大 156 短大 34 専各 438	社教 1,784 社体 1,318 文化 278 教研 17	国宝 5 重文 160 特史 6 史跡 90 特名 5 名勝 17 天然 16 伝建 6 重有民 4 その他 445 ※重複指定が あるため合 計とは一致 しない	科政局 4 振興局 6 開発局 6 その他 5

・主な被害状況：校舎や体育館の倒壊や半壊、津波による流出、水没、浸水、地盤沈下、校庭の段差や亀裂、外壁・天井の落下、外壁亀裂、ガラス破損 など

※図表 1-1-1 及び図表 1-1-2 の凡例

幼…幼稚園，小…小学校，中…中学校，高…高等学校，中等…中等教育学校，特別…特別支援学校，大…大学(附属学校等も含む)，短大…短期大学，高専…高等専門学校，専門…専門学校，専各…専修・各種学校，共同…大学共同利用機関法人，社教…社会教育施設，社体…社会体育施設，文化…文化施設，教研…教育研修施設，重文…重要文化財，特史…特別史跡，特名…特別名勝，天然…天然記念物，伝建…重要伝統的建造物群保存地区，重有民…重要有形民俗文化財，科政局…文部科学省科学技術・学術政策局の所管する研究施設等，振興局…文部科学省研究振興局の所管する研究施設等，開発局…文部科学省研究開発局の所管する研究施設等

第2節

震災発生時の緊急対応 —子ども・被災者の命を守る

被災地では震災発生以来、子どもたちや住民の命を守るために、様々な立場の方々の献身的な努力が続けられてきました。文部科学省においても、東日本大震災発生直後に「文部科学省東北地方太平洋沖地震非常災害対策本部」及び「文部科学省原子力災害対策支援本部」を設置し、4月11日には「文部科学省復旧・復興対策本部」を設置し、様々な被災地の救援・支援策を実施してきました。支援に当たっては、岩手県、宮城県、福島県に連絡担当の職員を派遣して長期滞在させたほか、大臣をはじめ関係職員が被災地を訪問するなどして、被災状況や被災地の支援要望の把握に努めながら取組を進めてきました。

1 地震発生直後の対応

(1) 地震・津波発生時の児童生徒等の避難

地震発生時、津波警報により、被害が予測される海岸付近の学校等においては、教職員の指示・誘導により児童生徒等を避難させました。徹底した津波防災教育により、想定された避難場所が危険であることを児童生徒等自らが判断し、更に安全な場所に自主的に避難して危険を回避した例があった一方で、津波被害が想定されていなかった河口上流部の学校では、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者を出した例もありました。

Column No. 01

宮城県南三陸町の小学校における避難訓練の成果

宮城県南三陸町の沿岸部にある南三陸町立戸倉小学校も、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う津波に襲われました。3階建ての校舎は屋上の給水タンクの上まで全て水没し、水が引いた後には、周りの建物もほとんど流されるという大きな被害を受けました。

学校では、地震発生後すぐに校庭に避難した後、あらかじめ避難場所として設定していた近くの高台へと避難しました。その後、津波が迫ってきましたが、さらに高い場所にある神社へ全員が無事に避難できました。

津波被害のリスクが高いこの小学校では、授業中や休み時間など、様々な場合に対応できるよう避難訓練を行うとともに、より良い避難方法をめぐって日常的に教職員が協議を続けてきました。その中で、「情報を得るために携帯ラジオが必要」、「冬の高台避難には防寒具が必要」等、より良い避難のあり方が具体化されてきました。このように日頃から協議を行っていたこともあり、高台への二次避難後にも教職員が海への注意を途切れさせることなく、大津波の予兆を捉え、より高い場所にある神社へと児童を誘導することができました。



地域とともに命を支えた石巻支援学校

宮城県立石巻支援学校は、地震・津波により大きな被害を受けた石巻市の西部に所在する児童生徒数約150人の特別支援学校です。

3月11日の地震発生時には、卒業式を終えた後で児童生徒は下校しており日頃の耐震対策も行っていただけから、幸い大きな人的・物的被害は免れました。地域住民が次々と学校に集まる中、学校は避難所として指定されていませんでしたが、「学校は地域と共にある」との校長の信条の下、すぐに住民の避難を受け入れます。雪が降るような寒さの中、少ない食料や燃料を分け合いながら、体温調節

の難しい重度・重複障害のある生徒やずぶ濡れになった帰宅困難者を始め、最大で81名の避難者を受け入れました。石巻市から避難所の指定を受ける16日まで十分な支援物資の配給を受けることが出来ませんでした。地域の方々からの米や野菜、炊き出しのおにぎりに支えられました。

一方、石巻支援学校から約2km離れた石巻赤十字病院では、市内の医療機関が機能停止する中、地域の医療拠点として多くの患者を受け入れていましたが、押し寄せる急患の多さに手当を受けた方を収容することが出来なくなっていました。このため、14日から石巻支援学校では、要請に応じて21名の介助が必要なお年寄りも受け入れました。日中は児童生徒の安否確認活動を行いながら、夜間は教職員が交代で、徘徊する方への寄り添い、おむつの交換など、不眠不休の支援がなされました。

県教育委員会による他の特別支援学校等からの教職員の派遣なども得ながら、5月8日に避難者の方々二次避難先に移られるまで、子どもたちや地域の住民の命を守るために教職員の懸命の努力が続けられたのです。



写真提供：河北新報社

(2) 避難所となった文教施設における対応

東日本大震災においては、被災した地域が極めて広範囲にわたったため、避難所となった公立学校はピーク時(平成23年3月17日)には622校に上り、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例も見られました。

災害時には防災担当部局から避難所開設の指示がなされるとともに、避難所に配置される担当職員が責任者として避難所運営に当たることが想定されていました。しかし、東日本大震災においては、通信手段が途絶したり、発災直後から多くの住民が学校に避難したりしたことなどから、防災担当部局の指示がない中で校長の判断により避難所を開設することとなり、避難所の指定を受けていない学校においても、多くの住民が避難してきたため、避難所としての機能を果たす状況となりました。特に、ターミナル駅や観光地に近い学校では、住民に加え、一時滞在者が押し寄せることとなり、想定を超えた規模の人数の対応をすることとなりました。

また、被災地域が極めて広範囲にわたったため、計画通りに防災担当部局から避難所の運営について知識を有する職員を配置できなかつたり、交通の混乱等のため職員の到着が大幅に遅れる場合があり、教職員が引き続き中心となって避難所運営の対応に当たりました。

避難所運営に当たっては、日頃から地域との連携を進めていた学校では、地域住民の自治による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が児童生徒等の安否確認や授業再開に向けた業務に専念することができたという事例も報告されており、「地域とともにある学校づくり」の重要性が改めて認識されました。学校は災害発生時の対応等について、校内の体制整備を行うとともに、家庭・地域・関係機関

等との連携を図っておくことが求められます。

また、通信手段の途絶等が生じたことにより、教育委員会と学校等との連絡が不可能となりました。県教育委員会と市町村教育委員会との連携も困難な状況となったため、被災した教育委員会等への支援に支障が生じました。特に、被災によって、組織としての機能が脆弱化した市町村教育委員会もあったため、市町村立学校に対して、県教育委員会としてどう支援して良いか判断が困難となる場合もありました。教育委員会は、関係する教育委員会等と災害時の支援内容について、事前に協議した上で取り決めておき、発災時はその協議に基づき、即時に対応できる体制を構築しておくことが求められます。

さらに、私立学校においても、学校施設に、多くの住民を受け入れるとともに、自衛隊やボランティアの宿营地としてグラウンドを開放するなど被災地域の拠点として様々な貢献がなされました。

2 国内外からの支援

(1) 大学病院における医療支援等

被災地における医療を支援するため、厚生労働省の要請を受け、文部科学省では震災発生当日に国公私立の全大学病院に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請しました。この要請を受けて、最大時(平成23年3月13日)には、57大学(346名)が被災地で医療活動に従事しました。



患者搬入の様子(東北大学)

また、国立大学附属病院長会議主導の下、岩手医科大学や、東北大学、福島県立医科大学が中核となって、複数の大学病院により地区単位で編成された医療支援チームを交代で被災地へ派遣してきました。これは、派遣元の負担にも配慮した中長期的に継続可能な医療支援体制であり、当該体制等により、平成24年3月11日までに延べ約7,400名の国公私立大学病院の医師等が被災地での医療支援活動を行っています。

上記以外にも、地域住民に対する放射線測定のための診療放射線技師等の派遣や、被災地に所在する大学病院からの要望に応じて、全国の大学病院から医薬品・燃料・食糧等の物資輸送を実施しました。

今回の震災を踏まえ、各大学病院において災害マニュアル等の見直しや、災害医療体制の整備、災害に対応できる人材の養成を行うとともに、災害に対応した大学病院間のネットワーク構築を行うことが重要と考えられます。

(2) 被災者等の受入れ

住居を失ったり、被災地から避難してきた被災者の方々に対して、文部科学省関連の様々な機関においても、宿泊施設等の受入れを行いました。

国立青少年教育振興機構では、国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木)において、震災発生当初に生じた都心部の帰宅困難者延べ705名を受け入れたほか、福島県からの人工透析患者とスタッフ計358名を受け入れました。

また、被災地からの要請を受け、被災地周辺の国立青少年教育施設において、延べ約5万6千人の被災者を受け入れるとともに、被災地で活動する自衛隊の休息・補給基地やボランティアの活動拠点としても施設を提供しました。

さらに、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、被災した学生・生徒の首都圏での就職活動を支援するために、同センター内の宿泊施設を無償提供し、延べ3,223名を受け入れました(平成24年3月14日時点)。なお、同機構は、この取組を1年間延長して、25年3月まで実施する

こととしています。

この他にも大学をはじめとする教育機関等において、被災地からの要請を受け、宿泊施設等への被災者の受入れが行われるとともに、多くの大学・専修学校等が、被災地のニーズに応じた救援物資の輸送や、専門家等の派遣を行っています。

(3) 全国からの支援と被災地のニーズの橋渡し

未曾有の大震災の被害を目の当たりにして、発災直後より日本全国から様々な支援が被災地に寄せられてきました。文部科学省では、全国各地の被災地のために役立ちたいという思いと被災地のニーズを橋渡しすることが効果的な支援につながると考え、被災地域の子どもたちが必要な支援をより受けやすくするため、被災者のニーズと提供可能な支援を相互に一覧できる「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を震災直後の4月1日に開設しました。

このサイトでは、被災地域でどのような支援を必要としているのかを各地方公共団体や教育委員会・学校等に登録していただくとともに、全国の教育委員会・学校・企業・NPO等がどのような支援を提供することができるのかという情報を登録していただき、本サイトを閲覧した「支援の要請者」側と「支援の提案者」側が直接連絡を取り合うことで、被災地域への支援が円滑に行われることを目指すものです。

このサイトで扱われる情報は、学用品・備品等や一般図書等の物的支援、教職員や専門スタッフ・ボランティア等の派遣という人的支援、その他被災した子どもたちの学校への受入れ等の様々な支援があり、サイトの訪問件数は30万件以上、平成23年度中に2,000件以上のマッチングが成立しています。

また、被災した子どもたちが継続的に学び、夢や希望を持ち続けられるよう応援したいと、企業や公益法人、地方公共団体など様々な団体が、奨学金事業等の実施を表明したことを受け、ポータルサイトにおいて「奨学金関連情報」のページを特設しました。

この他にも、6月後半からは、被災した子どもたち向けに、各地方公共団体やNPOなどが取り組む「リフレッシュキャンプ・合宿」や被災地の学校の児童・生徒の復興に向けた取組や現場の声を紹介する「復興への歩み」のページも順次追加しました。「復興への歩み～写真館」では、復興支援メディア隊の協力を得て、被災地の児童生徒、教職員、保護者の方が撮影した写真を掲載するとともに、省内の広報スペースで〈未来への教科書「写真展」in 文部科学省〉を、平成24年2月27日から3月23日まで開催しました。

この「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」は、支援の要請件数が減少していること、民間のマッチングサイトも多く利用されていること等により、平成24年5月11日をもって運営を終了しました。これに伴い、サイト構築及びシステムの無償提供、サイトの継続的な改善に御協力いただいた日本ユニシス株式会社及びユニアデックス株式会社に対し、文部科学大臣から両社の代表に感謝状を贈呈しました。

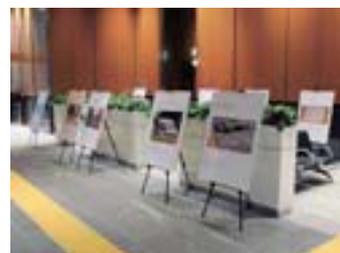
なお、被災地復興に係る児童生徒の活動事例や奨学金等の各種情報については、平成24年5月1日に開設したサイト「東日本大震災からの復興－教育現場を通じて－」において引き続き情報提供するとともに、マッチング支援については復興庁連携プロジェクト「助け合いジャパン」において行っています。

岩手県の高校(ヨット部)へ
支援されたヨット

福島からの避難者への学習支援



宮城県の中中学校へ支援された吹奏楽器



未来への教科書「写真展」in 文部科学省

このほか、国立教育政策研究所では、教育課程の編成などの学校運営・学習指導・教育相談などの工夫について教育関係者の知識と経験を共有する「みんなでつくる被災地学校運営支援サイト」*1を運用し、被災地の教育活動の参考となるよう情報提供を行っています。また、学校全体で節電の取組を進める事例や省エネルギー教育に関する指導案、防災教育の参考となる事例などを収集・提供し、被災地以外の学校にも役立てていただけるよう取組を進めました。



Column No. 03

兵庫県 EARTH の取組 震災・学校支援チームによる被災地支援(兵庫県)

兵庫県教育委員会では、阪神・淡路大震災(平成7年1月)の際の全国の支援に報いるため、被災地の教育復興を支援する「震災・学校支援チーム」(EARTH)を設置しています。公立学校の教職員等150名(平成23年度現在)で組織されています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に際しては、宮城県教育委員会からの要請により、地震直後の3月15日から現在まで、延べ81名のEARTH員等を派遣し、学校に設置されている避難所の運営支援、早期に学校再開が見込まれる地域の学校再開支援、被災した児童生徒の心のケア支援について助言を行ってきました。

7月、8月の支援活動では、石巻市、気仙沼市、南三陸町において、1学期を終えて学校が抱えている防災体制や心のケアの課題に対して助言を行いました。

学校の防災担当者からは、学校における防災訓練の事前事後の指導の在り方、地域と連携した防災訓練の意義と推進方法等について各学校の取組や課題を聞きました。EARTH員からは今後の防災教育の推進について助言をしたり、避難所となっている学校を訪問し学校が抱えている課題への助言をしたり

*1 <http://www.hisaichi-gakkoushien.nier.go.jp/>

しました。心のケアでは、各学校の職員研修会において、震災後の経年変化にともなう子どもたちの様子の変化やその対応、教職員の心のケアの必要性等を助言しました。また、被災地の中学生への学習支援を行い、子どもたちと交流をしながら子どもたちの心のケアを行いました。

被災地では教育復興に向けて、懸命な取組が進められています。しかし、復興の道のりは遠く、被災地には息の長い支援が必要になります。兵庫県教育委員会では平成24年度も引き続き、震災・学校支援チーム(EARTH)を被災地に派遣するとともに、宮城県との人事交流などを通じて、防災教育、防災体制、心のケアについて被災地の要望に即した支援を行っていきます。



防災担当者への研修会(石巻市)



教職員への心のケア研修(気仙沼市)



中学生への学習支援(南三陸町)

(執筆：兵庫県教育委員会)

(4) ボランティア、NPO による支援

震災からの復旧・復興を推進するために、国や地方公共団体が一義的な責任を負っていることは言うまでもありませんが、日本社会全体が被災地のために力を結集することが必要であり、ボランティアやNPOなどの市民社会の果たす役割は極めて重要です。

文部科学省では、被災地に対する様々なボランティア活動が展開しやすい環境づくりに努めるため、学生のボランティア活動について、「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について」(平成23年4月1日、文部科学副大臣通知)を発出し、補講・追試の実施やレポートの活用による成績評価や授業の一環として行う場合の単位認定、学費面での配慮など、ボランティア活動を進めるための環境整備を推進しています。

また、被災地であるか否かを問わず全国の小学校、中学校及び高等学校などにおいて、多くの児童生徒が、被災地の学校や地域等のために、募金や支援物資の募集を行ったり、実際に被災地に行って瓦れきの処理を手伝ったりするなどのボランティア活動に取り組んでいます。こうした活動の多くは、児童生徒が主体となって、今自分たちができることを必死に考えて、行動に移しているものです。例えば、山形県酒田市立中平田小学校では、震災直後に6年生が中心となって節電の呼びかけを行ったほか、児童会活動を引き継いだばかりの5年生が中心となって募金活動を行い、その義援金の届け先を自分たちで話し合っ^て決めたり、被災地の方にもっと元気になってもらおうと応援旗と自分たちの歌を入れたCDも添えて送ったりしています。

専修学校では、多くの生徒が、文部科学省の通知や全国専修学校各種学校総連合会からの呼び掛けを踏まえ、介護や建築、調理等の専門性の高い知識・技能を活かしながら、被災地の避難所や、老人保健施設において様々なボランティア活動を行いました。

また、国立青少年教育振興機構では、被災地におけるボランティア支援を促進するため、民間団体と連携してボランティアコーディネーター研修を実施するとともに、震災ボランティアに関心がある学生や青年を対象に、「緊急青年ボランティアミーティング」を開催しました(計3回開催し、延べ約600名が参加)。また、実際にボランティアとして活動した学生や青年を対象に、今後の復興支援のボランティア活動につなげる機会として、「青年ボランティアフォローミーティング」を開催しました(61名が参加)。

学生によるボランティア活動の状況について

宮城教育大学では、災害支援のために立ち上げた「教育復興支援センター」を中心に、宮城県教育委員会と仙台市教育委員会との連携体制の下、県内の大学及び国立教員養成大学・学部と協働しながら、各市町村・学校のニーズを押さえた支援を提供しています。また、仙台市内の4つの小・中学校で教員の補助や子どもの遊び相手になるボランティア活動を行っており、平成23年4月18日～平成24年3月現在で約140名の学生ボランティアが参加しています。

岩手県立大学では、同大学の学生ボランティアセンターがNPO法人と連携し「いわてGINGA-NETプロジェクト」を立ち上げ、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町などの被災地に、全国から募った学生グループをつなぐ取組を実施しています。平成23年6月から全国各地で説明会を開き、学生の参加を呼びかけ、実施期間(平成23年7月27日(水)～9月27日(火))の間に、全国147大学から1,086人の学生がコミュニティ作り支援や学習支援等の多様なボランティア活動に参加しました。



サマースクールでの課題の勉強会の講師

早稲田大学では、多様な震災ボランティアの取組の一つとして平山郁夫記念ボランティアセンター(WAVOC)を中心に、東北における校友(卒業生等)のネットワークにより情報収集を図り、被災地のニーズを発掘するとともに、ボランティアを希望する学生・教職員を募集して被災地に派遣し、多様な支援をしています。平成23年4月～24年3月現在で、学生・教員・職員を被災地へ78回、延べ2,187名を派遣しています。



GINGA-NET 鍋っこサロン

NPO 法人等の教育支援活動事例

NPO法人NPOカタリバは、津波で自宅や塾を流され学習環境の悪化した子どもたちの学習機会を確保するために、町役場や教育委員会等と協力して、宮城県女川町に「女川向学館」、岩手県大槌町に「大槌臨学舎」を開設し、放課後の学習支援を行っています。

また、被災三県で無料の受験対策講座「タダゼミ」や高校一年からの大学受験対策講座「ガチゼミ」、東京都内に避難している子ども向けに学習会や英語講座を開講し、学習支援を行っているNPO法人キッズドアや、歌やダンスを通じてコミュニケーションの本質を学ぶワークショップを行う「ヤングアメリカンズ」のジャパンツアーを運営するNPO法人じぶん未来クラブなど、さまざまな団体により現場ニーズに対応した多様な支援活動が行われています。

OECD(経済協力開発機構)は、福島大学や被災地の自治体と協力して「OECD東北スクール」を行っています。これは被災地の子どもたちのリーダーシップや実践力・国際性の育成を図ること等を通じて、東北地方の経済活動、将来の産業イノベーション創造等につなげることを目指した3年間の教育プログラムです。

こうした多様な主体により、被災地において先進的な教育支援活動が行われています。



NPO カタリバ「女川向学館」



キッズドア「高校進学準備ゼミ」



ヤングアメリカンズのワークショップ

(5) 東日本大震災特別弔慰金の創設

日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度*²では、多数の住民が被害を受ける非常災害による場合は災害共済給付を行わないこととされていますが、今回の大震災の被害の大きさや被災地からの要望等を踏まえ、「東日本大震災特別弔慰金」として、通常の災害共済給付とは異なる新たな仕組みを構築しました。

これにより、今回の大震災により学校の管理下で死亡した児童生徒等の保護者等に対して、日本スポーツ振興センターから特別に弔慰金を支給しています。

(6) 科学技術の活用による支援

宇宙分野の取組として、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)による被災地の緊急観測画像や「だいち防災マップ」などの情報を防災関係府省や自治体等に提供し災害対策を支援しました。「だいち」は平成23年5月に運用を停止しましたが、その性能を更に向上させた陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)の開発を、平成25年度の打上げに向けて加速しています。

さらに、被災地では通信インフラが途絶し、復旧活動に支障を来していたため、超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)や技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」(ETS-Ⅷ)を活用し、インターネットやテレビ会議を可能とする通信環境の整備に貢献しました。

今後は、更なる地上局の小型化、省電力化を可能とするなど次期通信衛星に向けた機能改善や、衛星画像処理・解析に関する宇宙関係機関、防災機関、大学・研究機関、民間等の連携体制の構築が重要です。このため、宇宙航空研究開発機構においては、自治体と合同で防災訓練を行い、その結果を次期通信衛星の研究開発へ反映したり、衛星画像の処理解析技術を有する大学・研究機関、民間企業等とのデータ利用に関する連携協定の締結を推進するなどの取組を進めています。

*² 学校の管理下における児童生徒等の負傷、疾病、傷害又は死亡について、児童生徒等の保護者等に対して、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行う制度

(7) 海外からの支援

東日本大震災後、日本国内だけでなく、世界の数多くの国・地域から様々な支援が寄せられました。

①お見舞いの手紙や折り鶴、絵画などの贈り物

ブラジル、米国、トルコ、オーストラリア、中国など世界各国の子どもや大人、各国・地域の教育関係省庁や関係機関から、お見舞いの手紙や折り鶴、絵画などの贈り物が日本に届きました。文部科学省は、届いた手紙や贈り物の一部を、展示した後、直接又は各教育委員会などを通じて被災地に届けました。被災地に届けられた手紙などは、教育委員会や地方自治体のホームページに掲載されたほか、小学校などの学校をはじめとして、仮設住宅などにも配布され、被災地の人たちを元気づけました。

②被災地の子どもたちの各国への受入れ

震災後、被災した子どもたちを慰め、励ましたいという趣旨で、各国・地域の政府、地方自治体、保護者、NGOなどから、子どもたちの受入れの申し出がありました。文部科学省では、こうした申し出を受け、前述のポータルサイトに掲載し、周知を図る一方で、招かれる子どもたちの精神的また経済的負担が増さないよう、外務省や駐日外国公館、各国友好協会、教育委員会などと協力、調整を行いました。このうち、ロシア、オーストリア、クロアチア、ポーランド、ルーマニアなどについては訪問が実現し、子どもたちは、現地でのホームステイ体験やサマースクール、スポーツ・文化イベントへの参加を通じて、現地の人々との交流を深めました。

③奨学金などによる支援

震災により、従来通りに学習が続けられなくなった児童生徒や学生に対する支援を多くの国・地域が申し出ました。海外留学のための奨学金の新設や、授業料を免除した上での長期留学や語学研修、サマースクールなどの多様なプログラムが提案されました。文部科学省は、報道発表やホームページ、ポータルサイトに掲載して周知を行うとともに、日本学生支援機構などと協力し、より多くの支援が実現するように努めました。震災直後に比較して、これらの奨学金や留学制度の利用者は徐々に増加しており、被災地域の子どものたちや学生の教育機会の確保に役立てられています。

上記のほかにも、多くの国や地域の人々から心温まるお見舞いや支援などが寄せられました。文部科学省は、こうした支援に対して改めて感謝の気持ちを示すとともに、今後も外務省、駐日大使館や各国政府と連携し、海外からの様々な支援が円滑に実現できるよう取り組みます。



トルコの子どもたちが描いた絵葉書
(ボランティアによる和訳付)



平成23年8月に文部科学省で開催した
子ども見学デーでの展示の様子



カナダの高校から届いた手紙



山木屋太鼓グループが
ワシントン DC の桜祭りでも太鼓を披露
(トモダチ・イニシアティブによる支援)

第3節

復旧のための取組 — 学びの場を確保する

今回の震災では、多くの学校施設が地震や津波、原子力発電所事故で使用できなくなったほか、多くの子どもたちが被災により住居を移さなければならない事態が生まれました。このような状況においても、できるだけ早期に学校の教育活動を再開し就学の機会を確保することで、「日常」の生活を回復することが重要です。また、学校施設などハード面での整備だけでなく、震災により大きな心の傷やストレスを受けた子どもたちに対する心のケアや学習の遅れに対する支援をきめ細かく行っていくことも重要な課題となります。

1 就学機会の確保

(1) 被災児童生徒等の学校への受入れ

文部科学省では、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」(平成23年3月14日、文部科学副大臣通知)を发出するなどにより、被災児童生徒等が域内の学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取扱い、速やかに受け入れるよう、各教育委員会等に要請を行いました。

また、弾力的な受入れに当たっての具体的な配慮事項等については、事務連絡や文部科学省ウェブサイト、初等中等教育局メールマガジンにより広く周知を行っています。

さらに、被災により転校等をした子どもたちについて、その受入れ先となる学校に対し、子どもたちを温かく迎えるための指導上の工夫や保護者・地域住民などに対する説明などを適切に行い、いじ

めなどの問題を許さず、該当する子どもたちの学校生活への適応が図られるよう、必要な指導を行うなどの特段の配慮を各教育委員会に要請しました。

加えて、被災者の方が避難所などにおいても携帯電話から容易にアクセスできる文部科学省携帯版ウェブサイト、各都道府県・指定都市の転校等に関する問合せ窓口や、岩手県、宮城県及び福島県の学校の再開予定に関する情報を掲載しています。

(2) 教科書の給与等

被災により転校した児童生徒への教科書給与については、給与の際に必要な教科書給与証明書がなくても可能とするなど、弾力的な運用を行いました。

また、平成23年度使用教科書については、供給の準備をしていた教科書が多数滅失・毀損したため、関係団体に対し、増刷等により必要数を補充することを要請し、学校再開に合わせて供給が行われました。

(3) 復旧の足取り

今回の震災及び原子力発電所の事故の影響の深刻な岩手県、宮城県、福島県の多くの小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校では、不自由な学校生活を余儀なくされています。

文部科学省では、これらの状況を把握するため、自校以外の施設において授業を再開している状況や教室、体育館グラウンド及び授業実施の状況などについて、岩手県、宮城県、福島県の都道府県・指定都市教育委員会に対し、原則10月1日時点で調査を行いました(図表1-1-3参照)。10月時点での状況は6月時点と比較して、全般的に改善しており、例えば学校に設置された避難所が解消されたことや、学校施設の復旧や仮設校舎の設置などが一定程度進むことによって、被災地において学校教育活動の復旧が進みつつある状況が表れています。

しかしながら、津波等の甚大な被害を受けた地域では、学校施設の復旧が地域の復興計画等を踏まえた対応となるため、学校施設の復旧に時間を要し、教室の利用の制約など児童生徒の教育活動に影響が生じていたり、原子力災害の被害を受けた地域では、避難指示の解除がされず、放射線量が高いことなどにより、学校施設の復旧にめどが立たなかったり、屋外活動に支障が生じている状況もあるものと考えられます。

各学校や教育委員会においても、学校の教育活動の復旧のために最大限の取組をされているところであり、文部科学省としても、本節に掲げられている施策等を通じて引き続き一日も早い被災地の教育の復旧・復興に向けて努めていきます。

図表 1-1-3 被災地域の学校における授業の実施状況等について

【3県合計】被災地域の学校における授業の実施状況等について(10月時点)

※原則10月1日時点だが、10月に再開した学校がある地域などは1日でないところがある。

	震災に伴う休校	他校・他施設を使用	仮設校舎を使用		授業実施の状況(40人超学級)	普通教室の状況		使用できない特別教室等					体育館の状況		グラウンドの状況		屋外活動の状況				通常の時数を確保した授業		学校給食の状況		
			異なる市町村に所在	同一の市町村に所在		1教室で2クラス授業	体育館等を使用	両方	理科室	家庭科室	図書室	作業場	その他	使用できない	一部が使用できない	使用できない	一部が使用できない	全く実施していない	一部制限して実施	通常通り	その他※	通常時数を確保	時数を減じて実施	既に実施	未定
小学校(1309校)	10	61	2	16	13	17	19	7	26	33	13	69	71	18	27	43	5	273	1020	1	1293	6	1253	46	0
中学校(636校)	5	31	2	7	5	5	9	0	23	29	16	47	43	16	23	22	1	96	532	2	629	2	572	56	3
中等学校(1校)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
高校(265校)	0	13	4	8	60	5	4	1	10	9	5	40	6	19	5	22	0	13	233	19	264	1	17	1	247
特別支援(67校)	0	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	17	50	0	67	0	58	0	9
合計(2278校)	15	106	8	33	78	30	32	8	59	71	34	158	122	54	56	87	6	399	1836	22	2254	9	1900	103	260
6月調査時との比較	▲8	▲31	-	-	▲5	▲10	▲12	▲4	▲42	▲61(新設)	▲2	▲75	▲193	▲39	▲9	▲36	▲88	▲57	+159	▲5	+22	▲8	-	-	-
改善率	34.8%	22.6%			6.0%	25.0%	27.3%	33.3%	41.6%	46.2%	100.0%	32.2%	61.3%	41.9%	13.8%	29.3%	93.6%	12.5%	9.5%	18.5%	1.0%	47.1%			

※改善率では、図書室分は考慮に入れず 81.1% 99.6% 94.9%
※全体(休校を除く)に占める割合

【各県合計】

(岩手県)

10月合計(664校)	-	19	0	5	6	1	3	2	9	9	2	0	25	13	2	29	14	0	2	662	-	664	0	583	1	80
6月調査時との比較	-	▲7	-	-	0	▲1	▲6	0	▲25	▲25(新設)	0	▲33	▲52	▲13	▲9	▲6					(前回調査なし)	+3	▲3	-	-	-
改善率		26.9%			0.0%	50.0%	66.7%	0.0%	73.5%	73.5%		56.9%	80.0%	86.7%	23.7%	30.0%						0.5%	100.0%			

(宮城県)

10月合計(764校)	-	42	0	9	23	11	13	3	28	38	20	0	81	64	34	17	45	1	34	707	22	762	2	617	64	83
6月調査時との比較	-	▲7	-	-	+1	▲4	▲4	▲2	▲10	▲30(新設)	0	▲31	▲104	▲11	+2	▲31	▲5	▲45	+56	▲5	+13	▲7	-	-	-	-
改善率		14.3%			-4.5%	26.7%	23.5%	40.0%	26.3%	44.1%		27.7%	61.9%	24.4%	-13.3%	40.8%	83.3%	57.0%	8.6%	18.5%	1.7%	77.8%				

(福島県)

10月合計(850校)	15	45	8	19	49	18	16	3	22	24	12	0	52	45	18	10	28	5	363	467	-	828	7	700	38	97
6月調査時との比較	▲8	▲17	-	-	▲6	▲5	▲2	▲2	▲7	▲6(新設)	▲2	▲11	▲37	▲15	▲2	+1	▲83	▲14	+105	-	+6	+2	-	-	-	
改善率	34.8%	27.4%			10.9%	21.7%	11.1%	40.0%	24.1%	20.0%	100.0%	17.5%	45.1%	45.5%	16.7%	-3.7%	94.3%	3.7%	29.0%	0.7%	-40.0%					

※宮城県については「屋外活動の状況」の欄の「その他」には、未回答のものを含む。

Column No. 06

電子黒板ってこんなにいいものだったんだね
～震災下における電子黒板を利用した授業を通して～

今回の震災で、校舎が津波により浸水したため、本校は、町内の吉里吉里小学校の体育館をボードで区切った教室で授業をすることになりました。担任の声が教室の後ろまで届かず、むしろ隣の教室の音が大きく、授業に集中できない子どもたちが見られました。また、多くの教材・教具を流失したため、毎日、掛け図や教材を自作する担任の姿を見て、「電子黒板があれば…」という気持ちを抱きました。そこで、支援して頂いたプロジェクターを教室に持ち込み、教室の白壁にデジタル教科書を映写しました。大画面に映し出される画像やシミュレーション教材に子どもたちは食いつきました。しかし、プロジェクター1台では、どうにもなりません。この状況下では、電子黒板が授業に有効だと確信し、5月連休明け、電子黒板1台を運び入れ、1、2年生の授業と4校合同授業の高学年の外国語活動を中心に使用することにしました。数日後、他校の先生方から、「うちの学校でも使わせて欲しい。」という声が上がリ、体育や音楽の合同授業でも電子黒板の活用が始まりました。

5月下旬、体育館に更に3台を搬入し、3台の電子黒板を2つの学級で交互に使い分けることにし

ました。数日後、「電子黒板ってこんなにいいものだったんだね…。」子どもたちの取り組む姿勢に変化を感じた研究主任が漏らした言葉です。各担任が電子黒板のよさを再確認し、昨年以上にその利用度が増しました。理科や社会科での調べ学習においては、資料の不足をNHKのデジタルコンテンツ等へのアクセスにより、ビデオクリップ視聴を取り入れ、授業展開の工夫で補いました。

9月、仮設校舎が完成し、各教室に1台電子黒板を搬入しました。コンピュータ室がないため、教育委員会が調べ学習にとタブレットパソコン20台を用意してくれました。ネット検索だけでなく、デジタルカメラやビデオカメラ機能の活用例を各担任に提示したところ、体育の器械運動や表現運動でのグループ学習や社会科見学、校外学習で利用されました。子どもたちの方がすぐに使い方を覚え、効果的なタブレットパソコンの活用についても実践・研修をすることが出来ました。

3月、転勤される先生方が、口をそろえて「転勤先に電子黒板を持って行きたい…。」とつぶやくほど、『電子黒板は、子どもたちを引きつける手だてとなる』ことを肌で感じ、ICT活用の実践・研修を積んだ1年になりました。



ボードで区切られた体育館での授業風景



電子黒板を活用した授業の様子

(執筆：岩手県大槌町立大槌北小学校)

2 学校施設の復旧

(1) 学校施設災害復旧事業の概要

このたびの東日本大震災では、地震や津波により学校施設も広範囲に渡って甚大な被害を受け、数多くの学校施設(7,988校)が被災しました。被害を受けた学校施設の復旧に当たっては、災害復旧事業を活用し、被災施設の復旧や応急仮設校舎の設置等、学校施設の災害復旧に要する経費について国がその一部を負担(補助)することにより、学校教育の円滑な実施を確保することとされています。

東日本大震災により被害を受けた学校施設についても、早期に復旧し、できる限り速やかに学校教育が再開できるよう、公立学校においては、応急仮設校舎や比較的被害が軽微なもの等、早期に復旧に着手可能な事業を実施するための経費を平成23年度第1次補正予算に計上しました。さらに、新築復旧や大規模な補修を要する復旧のための経費を同第3次補正予算に計上しました。私立学校についても応急仮設校舎を含めた学校施設等の復旧に必要な経費を第1次補正予算に計上しました。

また、福島第一原子力発電所事故の影響により校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上となる公私立学校については校庭等の土壌処理(除染)に係る経費を国が補助することとし、必要な経費を同第2次補正予算に計上しました。

被災した幼稚園については、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を第3次補正予算に計上しました。

さらに、被災した私立学校に対しては、第1次補正予算において、教育研究活動復旧費補助として経常費補助の増額措置を図るとともに、第3次補正予算において、被災3県を対象に、幼児児童生徒

等の減少による学納金の減収分も考慮した特例的な支援として、被災私立学校等復興特別交付金を措置しました。

文部科学省では学校施設の早期復旧のため、災害復旧事業において事前着工が可能な旨を周知するとともに、申請書類の簡略化や災害復旧に当たって実施する現地調査を必要とする基準額の引上げ等の事務手続の簡素化を図ってきました。また、公立学校施設災害復旧事業においては、今回の震災の被害状況を踏まえて新たに、津波により被害を受けた学校が高台等に移転する場合に、建物等の移転復旧費だけでなく用地取得費及び造成費に関する補助の創設や、応急仮設校舎の補助要綱に「仮体育・集会室」、「仮教育研修宿泊室」を追加する等、東日本大震災の被害に合わせた制度の創設を図りました。

さらに、私立学校施設災害復旧事業においても、応急仮設校舎の補助要綱に施設のリースを追加する等、東日本大震災の被害に合わせた制度の創設を図りました。また、地方公共団体に対して、津波により被害を受けた学校が高台等に移転する場合に、復興庁が所管する東日本大震災復興交付金を活用し、市町村が確保・整備した土地又は施設を私立学校が貸与を受けて教育活動の再開を可能とする方法を周知しました。

このような取組の結果、災害復旧事業を活用する(活用予定も含む)公立学校約2,400校のうち、平成23年度中には約9割が災害復旧事業に着手し、約7割の学校の復旧が完了しました。残る学校についても、早期の復旧完了を目指して復旧支援に取り組んでいます。また、私立学校については、災害復旧事業を活用する(活用予定も含む)791校のうち、平成23年度中に約98%が災害復旧事業に着手し、約89%の復旧が完了しました。また、警戒区域外等に所在する学校で校庭等の土壌処理の国庫補助対象である約400校全てで土壌処理が終了しています。公私立学校ともに、福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域内等に所在する学校や沿岸部で津波により甚大な被害を受け地域の新たなまちづくり計画の策定が学校復旧の前提となる学校などで事業の推進に時間を要していますが、今後、早期の復旧を目指して支援に取り組んでいきます。

図表 1-1-4 校庭等の土壌処理(除染)工事の状況



3 児童生徒等の心のケアや学習支援

(1) スクールカウンセラーの派遣等

文部科学省では、被災した子どもたちの心のケアや学習支援への対応のため、次のような取組を行ってきました。

震災直後、平成22年度においては、心のケアを含む健康相談を行うなど、被災児童等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮することを各地方公共団体に要請するとともに、「子どもの健康を守

る地域専門家総合連携事業」を活用して、被災地に臨床心理士等を全額国庫負担により、緊急派遣しました。

平成23年度においては、第1次補正予算及び第3次補正予算において「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を措置し、被災した幼児児童生徒等の心のケアのため、被災地域や被災した幼児児童生徒等を受け入れた地域の学校などにスクールカウンセラー等を全額国庫負担により派遣する経費を措置しました。

なお、本事業の第3次補正予算においては、被災地での新たな課題に対応するため、スクールカウンセラー等に加え、新たに高校生への進路指導・就職支援を行う緊急進路指導員や特別支援学校における外部専門家を活用できるようにしています。

また、平成22年9月に配布した指導参考資料(「子どもの心のケアのために」)を増刷し、被災した県及び市町村の教育委員会からの追加配布要望に応じて発送しました*3。

さらに、震災発生時の幼稚園における取組の参考となるよう、幼児の心のケアを含む幼稚園における対応のポイントをまとめたハンドブックを作成しました。

加えて、被災した障害のある子どもについては、その状況を教育委員会、学校等が市町村の障害児担当部局と連携して把握し、スクールカウンセラー等を活用した心のケアなど必要な教育上の支援に努めるよう各教育委員会等に要請しました。また、国立特別支援教育総合研究所においては、「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」を作成し、ホームページに掲載するとともに、関係機関に配布しました*4。

(2) 公立学校における教職員体制の整備

東日本大震災により被害を受けた地域に所在する学校及び震災後に被災した児童生徒を受け入れた学校においては、被災児童生徒に対する学習支援を行うこと、心のケアのための特別な指導を行うこと等が課題になっています。これらの課題は、中・長期的に継続した対応が必要であり、そのために必要な教職員定数を確保することが重要です。義務標準法等の一部改正法(平成23年4月)の附則においても、国及び教育委員会は、教職員の定数に関し、こうした事情に迅速かつ的確に対応するために必要な特別な措置を講ずることとされています。

文部科学省では、震災発生後、速やかに各県からの要望を聴取し、平成23年の4月と6月に、義務教育諸学校分として、岩手県(202名)、宮城県(216名)、山形県(14名)、福島県(481名)、茨城県(49名)、栃木県(14名)、新潟県(10名)の7県に対し合計986名、高等学校分として、岩手県(33名)、宮城県(28名)、福島県(33名)の3県に対し合計94名、総計1,080名の教職員定数の追加措置を実施しました。

また、平成24年度予算においても、被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細やかな学習支援を充実させるため、1,000名の定数改善を盛り込んでいます。これを受け、文部科学省では、各県からの要望を踏まえ、義務教育諸学校分として、岩手県(197名)、宮城県(216名)、福島県(512名)、茨城県(31名)、新潟県(14名)の5県に対し合計970名、高等学校分として、岩手県(35名)、宮城県(26名)の2県に対し合計61名、総計1,031名の追加措置を実施しました。

さらに、被災県においては、必要な教職員定数が追加措置されても、実際の人員の確保が困難な状況もあり、文部科学省では、宮城県教育委員会からの依頼を受けて、被災地以外の教育委員会に教職員の派遣の打診を行い、派遣を申し出た教育委員会の情報を提供しました。これにより、秋田県、栃木県、石川県、兵庫県、愛媛県、熊本県の教育委員会から、教諭5名、養護教諭6名の派遣が行われました。この他、東京都及び岐阜県の教育委員会からも、宮城県に合計97名の教諭等が派遣されま

*3 参照：子どもの心のケアのために - 災害や事件・事故発生時を中心に -

*4 参照：<http://www.nise.go.jp/cms/6,3758,53.html>

した。

(3) アスリートや芸術家によるスポーツ・芸術活動

文部科学省では、国が行う復興事業の状況、被災地やスポーツ界などの要望を踏まえ、平成23年5月に、スポーツ団体が行うスポーツによる子どもたちの心のケア活動などをスポーツ振興くじ(toto)助成により支援することとしました。

これを受け、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人日本トップリーグ連携機構、一般社団法人日本アスリート会議、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会などのスポーツ団体は、この助成を活用して次のような様々な取組を行いました。

- ・被災地にアスリートを派遣し、子どもたちを励ます「スポーツこころのプロジェクト 笑顔の教室」の開催
- ・子どもたちとの運動会やサッカー教室などを開催
- ・避難所や仮設住宅などにおいて、レクリエーション活動やキャンプ活動
- ・被災地のスポーツ少年団や地域スポーツクラブなどへの、スポーツ用具の提供



(C)スポーツこころのプロジェクト



(C)AGC

「スポーツこころのプロジェクト 笑顔の教室」の様子

文部科学省では、今後も引き続き、スポーツ団体が行うスポーツによる子どもたちの心のケア活動（「スポーツこころのプロジェクト 笑顔の教室」など）を支援することとしています。また、被災地に所在する総合型地域スポーツクラブや被災したスポーツ施設の復旧の支援、東北総合体育大会の開催の支援なども行い、スポーツを通じた東日本大震災の復旧・復興支援に取り組んでいくこととしています。

また、被災地に文化芸術活動を提供することにより、子どもたちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るため、「次代を担う子どもの文化芸術体験事業(派遣事業)」の一環として、被災地へ芸術家などを派遣しました。

本事業では、被災地の地方公共団体、NPO法人、財団法人、文化芸術団体などで構成する5つの実行委員会(岩手県、宮城県、福島県、栃木県、仙台市)が事業のコーディネーターとなり、被災地におけるニーズを把握するとともに、音楽、演劇、落語、伝統芸能、美術などの文化芸術活動を行う芸術家などを459の学校や避難所などに派遣し、公演を実施しました。学校などからは、「東日本大震災による、日々の苦しい環境のなかで、癒される時間を持てた」「心が傷付いた子どもたちに本格的な音楽を鑑賞・体験してもらうことにより、元気付けることができた」などの意見が寄せられました。